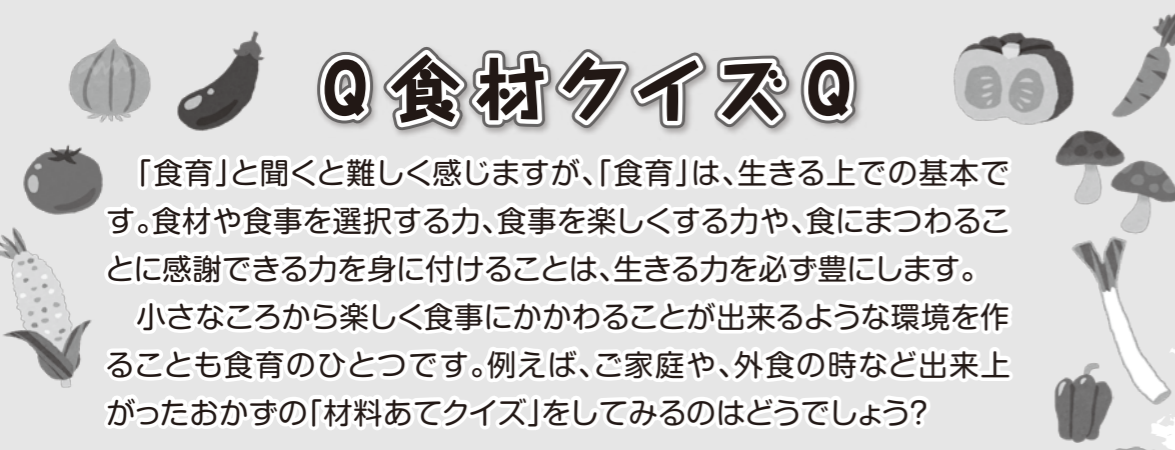


Q 食材クイズ Q



「食育」と聞くと難しく感じますが、「食育」は、生きる上での基本です。食材や食事を選択する力、食事を楽しむ力や、食にまつわることに感謝できる力を身に付けることは、生きる力を必ず豊にします。

小さなころから楽しく食事にかかわることが出来るような環境を作ることも食育のひとつです。例えば、ご家庭や、外食の時など出来上がったおかずの「材料あてクイズ」を試してみるのはいかがでしょうか？

Q: だぶの材料を当ててみよう!!

地域に伝わる代表的な郷土料理ですが、入っている食材をいくつ答えられますか？



*食生活改善推進会提供

祝事用と仏事用・地域により切り方や材料は違います。我が家のだぶはどうでしょう？

☆答え☆

干しシイタケ・にんじん・ごぼう・里芋・厚揚げ・こんにゃく・鳥もも肉・みつば・しょうが……

毎月19日は「食育の日」です。みんなので食育

いきいき健康課(ふくとびあ) ☎34・33351

これも食育!!
今年も福津暮らしの旅が始まりました。私たちの日々の暮らしにある「楽しさ」や「豊かさ」を大切にしたい。その旅は、たくさんさんの地産地消がもたらしています。ちよつとのぞいてみませんか？

福津暮らしの旅 検索

福津市民の窓口 福津市市民課から こんにちは!

市民課(福間庁舎) ☎43・8127

国民健康保険税の非自発的失業者を対象とした軽減措置について

倒産・解雇などの事業主都合による離職や雇止めなどにより離職したため、職場の健康保険を脱退し、国民健康保険に加入した人を対象に、国民健康保険税の軽減申請を受け付けています。

《対象となる人》

次の全ての条件を満たす人。

1. 福津市の国民健康保険加入者である。
2. 離職時点で65歳未満である。
3. 平成21年3月31日以後に離職した。
4. 雇用保険受給資格者証を持っている。
5. 雇用保険受給資格者証の離職理由が次の通りである。

《軽減内容》

31・32・33・34
31・32・33・34

国民健康保険税の所得割を算定す



▲雇用保険受給資格者証の例

る際、失業した日の翌日からその翌年度末までの間、対象者の給与所得を30%として算定します。

《軽減期間》
離職日の翌日の属する月から翌年度末までです。ただし、平成21年3月31日から平成22年3月30日の間に離職した人については、平成22年度分のみ軽減を受けることができます。

《申請方法》
軽減を受けるには申請が必要です。保険証、雇用保険受給資格者証、印鑑を持参の上、市民課保険年金係または市民サービス係で申請してください。

問い合わせ 市民課保険年金係(福間庁舎) ☎43・8127 市民サービス係(津屋崎庁舎) ☎52・4966

もっと身近に 介護情報

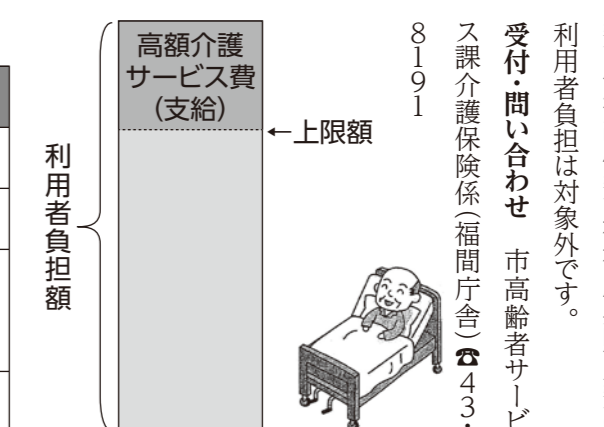
高齢者サービス課(福間庁舎) ☎43・8191

利用者負担が高額になったとき
介護保険では、サービス費用の利用者負担を軽減する目的で、高額介護(予防)サービス費制度があります。

介護保険では、要介護者・要支援者が受けた介護(予防)サービスの費用の利用者が1割を負担します。このためサービス費が高額になると利用者負担も高額になり、家計に過大な負担となることがあります。高額介護サービス費制度は、世帯の介護費負担を軽減する目的で設けられています。1カ月間に支払った利用者負担の世帯での合算額が一定の上限額(下表)を超えた場合、申請に基づき高額介護(予防)サービス費として支給されます。利用者負担が一定の上限額を超えた対象者には、市高齢者サービス課から申請書を郵送しています。ただし、施設利用の際の食費や居住

1カ月の利用者負担の上限

利用者負担段階区分	利用者負担上限額
一般世帯	世帯 37,200円
住民税非課税世帯	世帯 24,600円
●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以上の人 ●高齢福祉年金受給者	世帯 15,000円
生活保護受給者	世帯 15,000円



地域のこと 考えよう! 参加しよう!

奇数月の第3土曜日・翌日曜日は 地域の日

福津市郷育推進会議
郷育推進課(津屋崎庁舎)
☎52・4969

郷育推進会議って?

今回は、地域の日の制定を提案した『郷育推進会議』について紹介します。郷育推進会議は、生涯学習をはじめ、青少年の健全育成、地域の文化・芸術など社会教育推進のため、調査・研究や事業の企画・提案などを行っています。他の市町村では、「社会教育委員会」と呼ばれています。

委員は、大学教授をはじめ、文化協会、地域婦人会、子ども会育成会などの団体関係者、公募の市民など10人で構成されています。

近年、核家族化や少子高齢化などの社会環境の変化により、地域コミュニティでの住民同士のつながりが弱くなり、それが地域で子どもを見守る力の低下や伝統文化の継承問題など、社会教育の面にも影響をおよぼしています。

このようなことから郷育推進会議では、社会教育の推進には地域コミュニティの活性化が必要と考え、「地域の日」の制定を提案したり、市民の皆さんが取り組んでいる地域コミュニティ活動を側面から支援・PRする事業の検討をしたりしています。

地域を元気にするような活動などありましたら、お知らせください!

法改正については、新聞などで大きく取り上げられていましたので、ここでは簡単に解説します。

まず、DV防止法については、今まで婚姻関係やそれに類する共同生活を営んでいる相手(配偶者)からのDVが対象となっていました。改正後は、共同生活を営んでいれば、例えば同棲中の男女でも対象となりました。

ストーカー規制法については「悪質なメール」も「つきまとい」の対象となりました。



●男女共同参画推進室(福岡庁舎)
☎43・8116

6月26日、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下、DV防止法)と、ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下、ストーカー規制法)の一部が改正されました。

DVやストーカーなどの被害者の個人情報を保護する取り組みを行っています

エコにゆうす

●うみがめ課(津屋崎庁舎)
☎52・4952 (環境づくり係・清掃対策係) ☎52・4953 (資源リサイクル係)
FAX52・4469 E-mail umigame@city.fukutsu.lg.jp

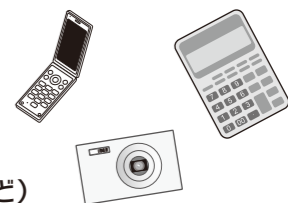
何のマーク?... エコマークです。焼却する際に有毒ガスを発生しない、詰め替えができるためすぐにゴミにならないなど、環境への負荷が少ない製品につけられています。

10月1日から小型家電の回収を開始します

小型家電回収の対象品目

下記の13品目のうち、回収BOXの25cm×10cmの口から入るものを回収します。

- ・デジタルカメラ
- ・ビデオカメラ
- ・ポータブル音楽プレーヤー
- ・電卓
- ・ポータブルDVDプレーヤー
- ・携帯用ラジオ
- ・携帯用テレビ
- ・携帯電話
- ・小型ゲーム機
- ・電子辞書
- ・リモコン
- ・ハードディスク
- ・電子機器付属品(アダプター・充電機器・コード・ケーブル類など)

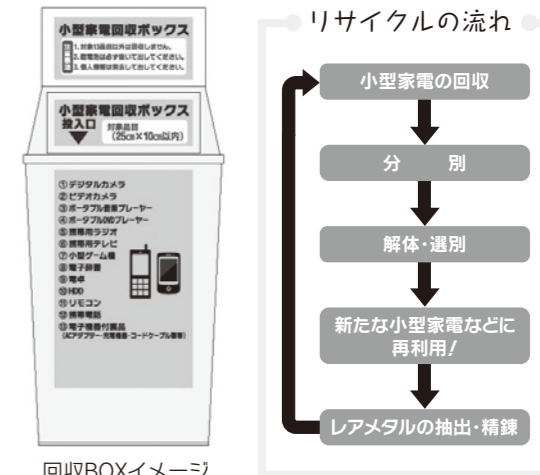


※注意※

13品目以外は回収しません。電池は必ず抜いてください。個人情報は消去して出してください。

回収場所

福岡庁舎のロビーと津屋崎庁舎2Fうみがめ課前に専用ボックスを配置します。



回収BOXイメージ

なぜ小型家電を集めてリサイクルするの?

資源の有効利用と環境汚染の防止のためです。使用済の小型家電には鉄・アルミ・銅・貴金属などの有用な金属が含まれており、その量は年間で28万トン、金額にして844億円にもなります。また、鉛などの有害な物質を含むものもありますので適切な処理が必要です。

回収されたものはどうなるの?

適正なリサイクルを実施する者として国の認定を受けた「認定事業者」が、回収された小型家電を分解・破砕し、金属の種類やプラスチックごとに選別した後、金属精錬事業者が金属資源として再生します。有害物質もその過程で適切な処理をします。

違法な不用品回収業者を利用していませんか?
許可を持たない業者が集めたものは、不法投棄や不正輸出され、環境汚染などの恐れがあります(家庭の廃棄物を回収するには、一般廃棄物処理業の許可が必要です)。



◆問い合わせ 市うみがめ課資源リサイクル係(津屋崎庁舎) ☎52・4953



▲DVやストーカーなどの被害者の住所を漏らさないよう取り組んでいます

DVやストーカーの被害者を保護するため、申し立てをした本人以外が住民基本台帳(以下、住基)の閲覧交付をできないようにする支援措置とがあります。

支援措置は、法的には次の3つの住基情報の閲覧交付制限をするようになっています。

- ①DV法で定められた被害者
- ②ストーカー規制法で定められた被害者
- ③児童虐待禁止法で定められた被害者

市では被害者の個人情報保護をより強固にするため、住基以外にも関連する部署で連携をとり、被害者の住所が第三者に漏れないよう取り組んでいます。また、前述の被害者のほか、警察が必要と認めた場合には暴力団からの脅迫を受けている人なども、市では支援措置の対象となっています。

※DVとは、親しい男女の間でふるわれる暴力のこと

発掘現場から

教育総務課文化財係・古墳公園建設係(津屋崎庁舎横) ☎52・4968



宮司地区の旧石器

本年1~3月に発掘調査した宮司志良部遺跡第3地点(宮司二丁目)では、約25,000~14,000年前の旧石器時代の石器が数点出土しました。写真はその一つで、安山岩製の「石刃」と分類される石器です。石刃とは、原材料となる石材を規格的に打ち割って生産された石器素材です。後期旧石器時代に特徴的な石器で、これを用いてさまざまな石器が作られました。

近年、この遺跡周辺で旧石器時代の石器がたびたび出土しています。福岡市内では市最北部の勝浦地区に旧石器の分布の中心がありますが、宮司地区ももう一つの分布の中心の一つあります。旧石器時代人の生活の跡は未だ明らかではありませんが、付近に石器製作場などの遺跡が存在する可能性があり、今後、実態解明が期待される地域です。



▲出土した旧石器

消費生活相談室

生活安全課(福岡庁舎) ☎43・8106

夏終わりでも... 身近な製品の事故に注意!

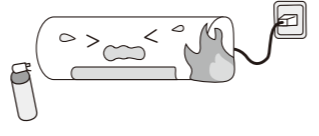
【事例1】 冷却スカーフを首に巻いていたら湿疹が出た。

【原因】 スカーフに含まれる成分によりアレルギー性接触皮膚炎を発症した。 【アドバイス】 刺激やかゆみなどを感じたら、使用を中止して専門医に相談しましょう。



【事例2】 エアコンから異音が出て、エアコンとその周辺を焼く火災が発生した。

【原因】 使用者が洗浄スプレーでエアコンを洗浄した際、洗浄液が電装部品に付着したままになり、トラッキング現象(隙間に蓄積された埃が湿気を帯び漏電・発火すること)が発生し発火した。



【アドバイス】 エアコン洗浄は、購入店に相談するか、市販の洗浄剤を使用する際は使用上の注意を守るなどしましょう。

※毎週月・水・金曜日(9:00~16:00)は市役所福岡庁舎で消費生活相談員が相談を受け付けています。
※福岡県消費生活センター(☎092・632・0999)でも随時相談を受け付けています。気軽にご相談ください。